

丹波市 週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱ガイドライン

《令和8年7月1日 入札公告・通知分より適用》

1 目的

建設業界では若手や女性技術者を中心とする将来の担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められている。より多くの建設会社がその必要性を認識し、休日を拡大する雰囲気醸成していくことが重要となる。本制度を導入することで、働き方改革の推進を目指す。

2-1 週休2日制度対象工事

建設土木・農林土木工事及び上下水道工事を対象とする。

＜対象外工事＞

- ①点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事
- ②施設・設備系工事(例:ポンプ場、樋門、電気機械設備工事など)
- ③総価契約単価取決方式による工事
- ④現場作業が1週間に満たない工事

※災害復旧工事や終日通行規制工事などで、特に早期復旧、早期開通を必要とする工事は、本制度の対象から外することができる。

2-2 週休2日制度(交代制)対象工事

市が発注する工事のうち、「週休2日制度」による実施が困難な次の工事を対象とする。

- ① 緊急性が高く、休日(土日、祝日)に作業が必要な道路や河川等の公共性のある施設の維持管理工事等
- ② 昼夜を問わず24時間体制で作業が必要となる工事
- ③ 現場条件や供用までの工期に制約があるなど現場閉所が困難と認められる工事
- ④ 災害復旧工事など社会的要請により休日確保が困難な工事

＜対象外工事＞

- ① 点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事
- ② 施設・設備系工事(例:ポンプ場、樋門、電気機械設備工事など)
- ③ 単価契約単価取決方式による工事
- ④ 現場作業が1週間に満たない工事

3 実施・確認方法等については、次の基準・要領に準じる。

工 種	経費の 補正時期	経費の 補正係数	実施・確認方法 等、工事看板
国土交通省 土木工事標準積算基準に基づく工事	－	－	A
農林水産省 土地改良工事積算基準(土木工事)に基づく工事	B	B	B

準拠基準

A: 兵庫県土木部「週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領」

B: 兵庫県農林水産部「週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領」及び「週休2日制の経費補正における積算要領」の読替施行